

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 9日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 八 木 一 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月 2日 午前 9時00分から 令和 8年 7月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月16日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月30日 午後 1時30分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月17日 午前 9時00分から 令和 8年 7月22日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

1 所 在 我孫子市湖北台二丁目  
地 番 21番12  
地 目 宅地  
地 積 265.79平方メートル  
共有者 A 持分12分の1  
共有者 B 持分12分の1  
共有者 C 持分12分の10

2 所 在 我孫子市湖北台二丁目21番地12  
家屋 番号 21番12  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 67.20平方メートル  
2階 23.13平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約60平方メートル  
共有者 A 持分12分の1  
共有者 B 持分12分の1  
共有者 C 持分12分の10



## 物 件 明 細 書

令和 8年 5月 8日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 八 木 一 行

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

---

---

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物件目録

1 所 在 我孫子市湖北台二丁目  
地 番 21番12  
地 目 宅地  
地 積 265.79平方メートル  
共有者 A 持分12分の1  
共有者 B 持分12分の1  
共有者 C 持分12分の10

2 所 在 我孫子市湖北台二丁目21番地12  
家屋 番号 21番12  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 67.20平方メートル  
2階 23.13平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約60平方メートル  
共有者 A 持分12分の1  
共有者 B 持分12分の1  
共有者 C 持分12分の10



令和7年(ケ)第161号  
令和8年2月24日受理  
令和8年4月7日提出

# 現況調査報告書

千葉地方裁判所松戸支部

執行官 橋本文平

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 我孫子市湖北台二丁目  
地 番 21番12  
地 目 宅地  
地 積 265.79平方メートル

共有者 A 持分12分の1  
共有者 B 持分12分の1  
共有者 C 持分12分の10

2 所 在 我孫子市湖北台二丁目21番地12

家屋 番号 21番12

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 67.20平方メートル  
2階 23.13平方メートル

共有者 A 持分12分の1  
共有者 B 持分12分の1  
共有者 C 持分12分の10

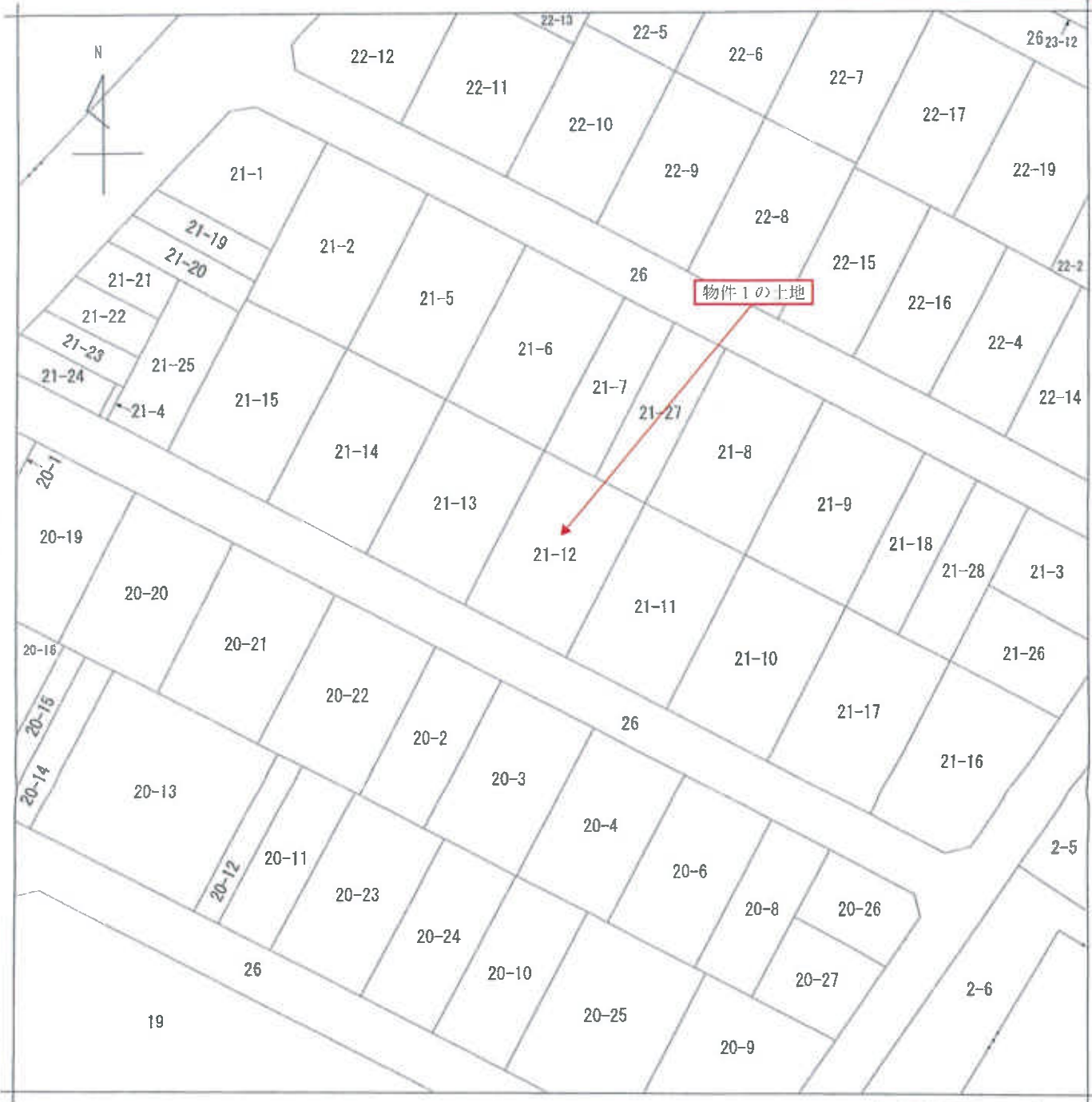




調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月6日(金) 12:14-12:25	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
令和8年3月6日(金)	執行官室	東京電力に電気需給契約の照会書郵送 (令和8年3月18日回答書受領)
令和8年3月30日(月) 12:30-13:12	物件所在地	現場確認、占有確認、写真撮影、評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p>■ 令和8年3月30日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>■ 令和8年3月30日 目的物件は不在であったので、立会人を立ち会わせて、建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 当支部書記官室から本競売事件の取下げの連絡を受けた。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 3 次目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
湖北台2丁目

請求部	所在	我孫子市湖北台二丁目			地番	21番12		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和46年4月			備付年月日(原図)			捕事記項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方方法務局柏支局管轄)

令和7年11月7日

千葉地方方法務局

請求番号：28-1

登記官

(1/1)

(4枚目)



46.7.16

昭和四拾七年七月拾壹日

製作者

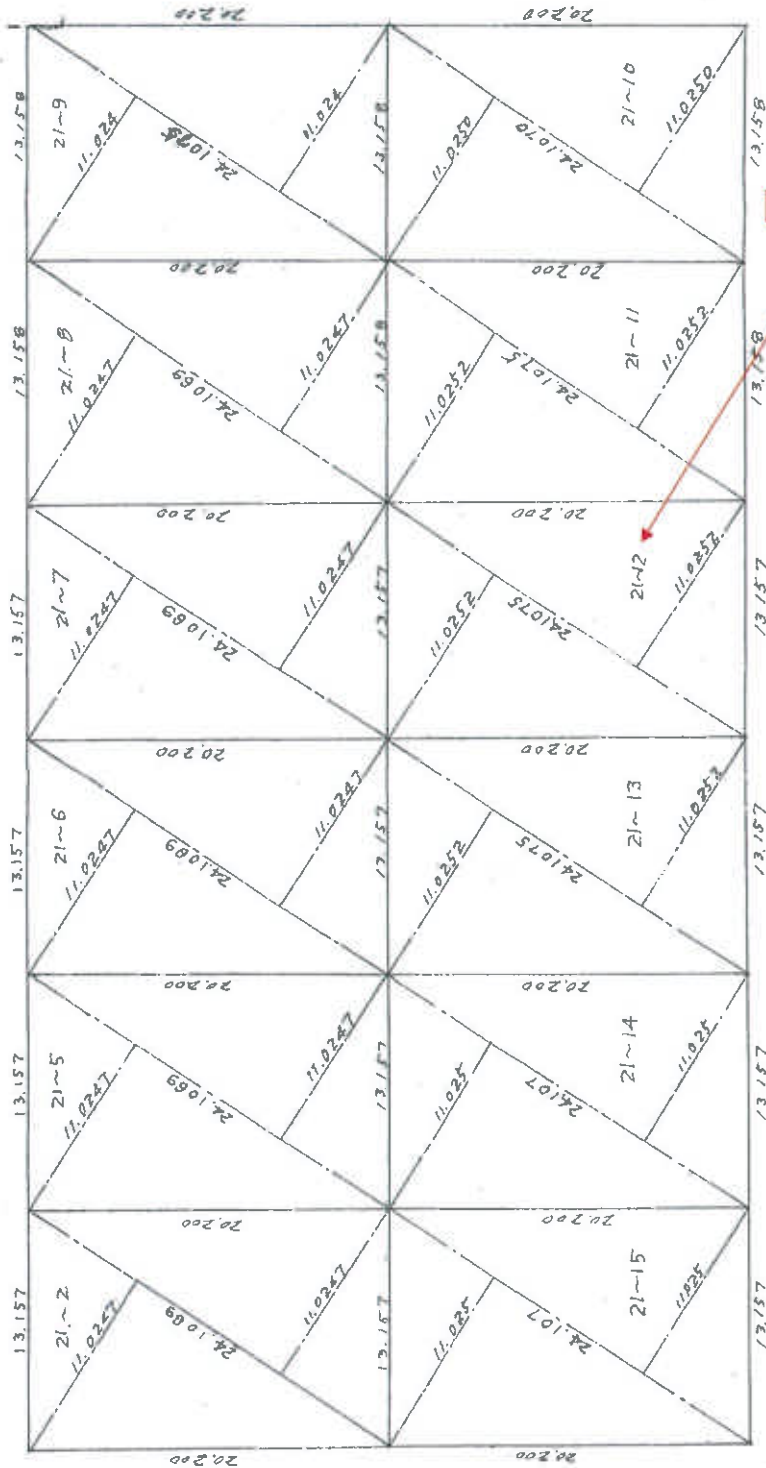
申請人

地積測量図

319762

番 21-2, 21-5~21-15

土地の所在 我孫子市湖北台2丁目



物件1の土地

(東京土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/300

登記年月日：昭和46年7月16日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(千葉地方事務局 相支局 専用)

令和7年11月7日 千葉地方事務局

登記官

R/A

46.7.16

作製年月日	
作製者	
申請人	

地積測量図

319763

地番	21-2. 21-5. ~ 21-15.
土地の所在	我孫子市湖北台 2丁目

求積

Z1-2	$\frac{(11.0247 + 11.0247) \times 24.1069}{2} = 265.77$
Z1-3	
Z1-6	
Z1-7	
Z1-8	
Z1-9	$(11.024 + 11.0240) \times 24.1075 / 2 = 265.76$
Z1-15	$\frac{(11.0250 + 11.0250) \times 24.1070}{2} = 265.78$
Z1-14	
Z1-10	
Z1-13	$\frac{(11.0250 + 11.0252) \times 24.1075}{2} = 265.79$
Z1-12	
Z1-11	

(東京土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/

登記年月日：昭和46年7月16日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
(千葉県地方務局 地積測量課)

令和7年11月7日 千葉県地方務局

登記簿

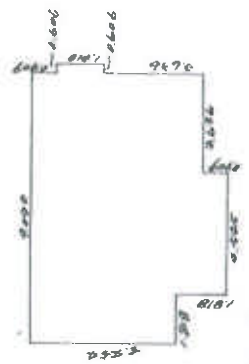
(6 枚目)

138706

建築物階平面図

家屋番号	2 / ~ / 2
建物の所在	我孫子市湖北台2丁目2 / 番地 / 2

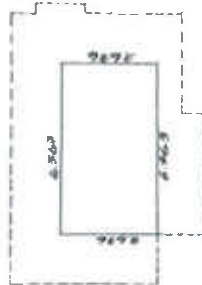
1 / 階



床面積

$5.454 \times 1.818 = 9.913372$   
 $7.272 \times 4.545 = 33.051240$   
 $4.363 \times 3.636 = 15.858648$   
 $1.818 \times 0.606 = 1.101708$   
 計  $67.204868$  m<sup>2</sup>

2 / 階



床面積

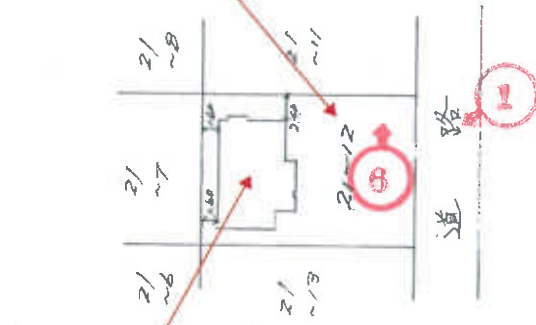
$4.363 \times 3.636 = 15.858648$  m<sup>2</sup>

縮尺 1 / 200 1 / 500

製作年月日	昭和四十六年〇月〇五日	製作者	[Redacted]	申請人	[Redacted]
-------	-------------	-----	------------	-----	------------

物件1の土地

物件2の建物



これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局印) 千葉県地方務局

令和7年11月7日

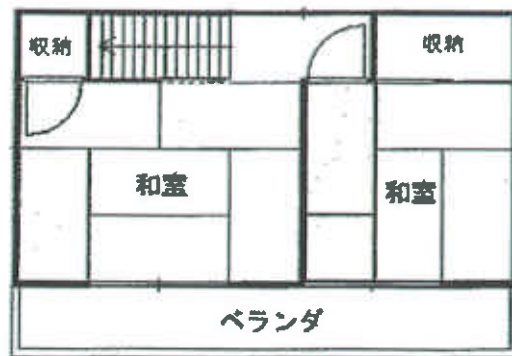
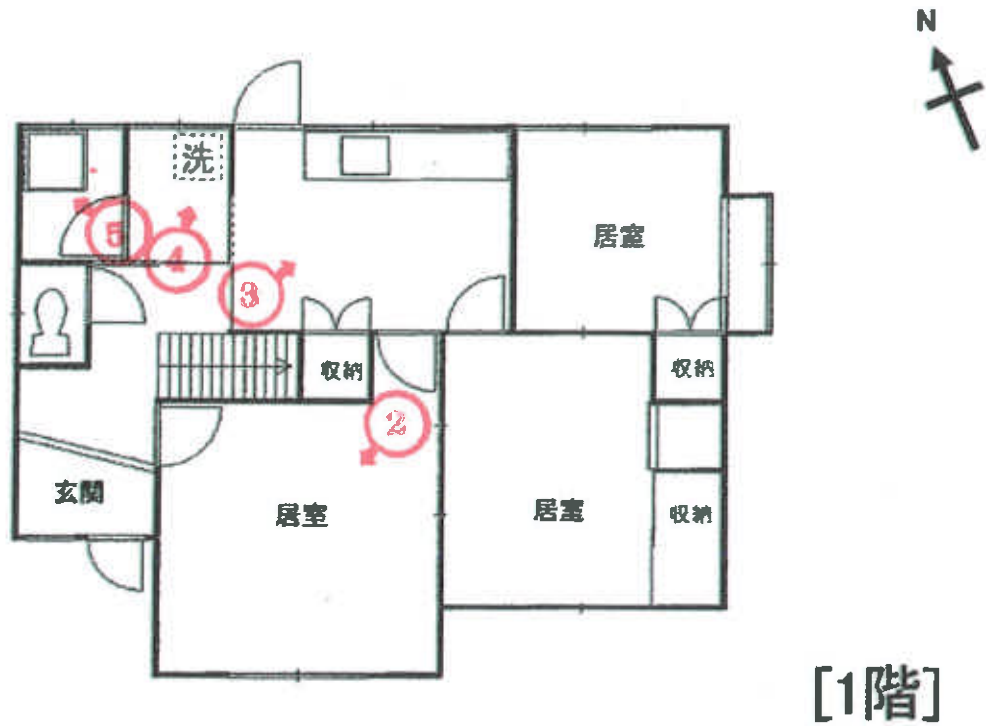
千葉県地方務局

登記簿

(注) ←○は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す。

# 建物間取略図

評価人作成



(注) ←○は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す。

この間取図は現況確認時に把握した間取の概略を示すものである。

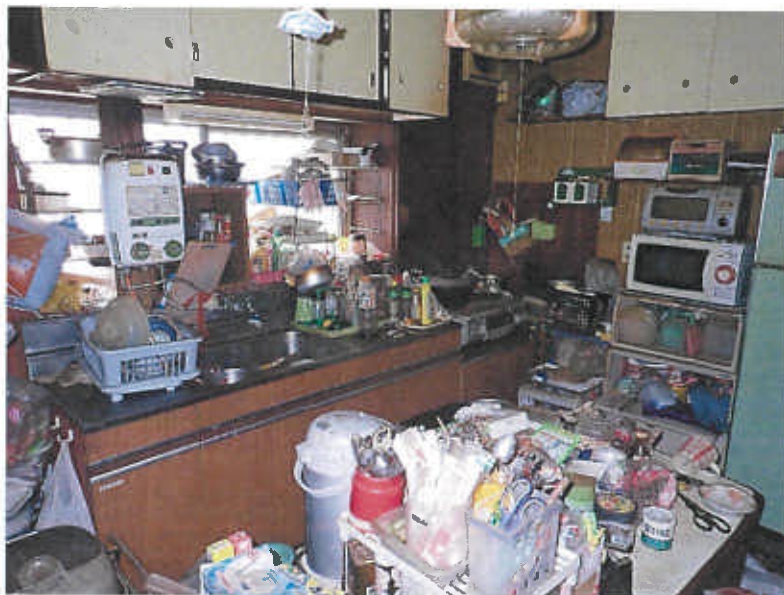
本建物外観 ①



1階南西側居室 ②



台所 ③



脱衣室 ④



浴室 ⑤



塀の崩れ ⑥



副本

令和7年（ケ）第161号

令和8年3月30日現地調査

令和8年4月3日評価

第251033号発行番号

令和8年4月4日提出日

千葉地方裁判所

松戸支部民事部 御中

# 評価書

評価人 不動産鑑定士

川口 浩司

## 第1 評価額

一 括 価 格		
金		11,160,000 円
内 訳 価 格		
物件1 (土地)	金	5,390,000 円
物件2 (建物)	金	5,770,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	物件目録記載のとおり。		同左
2	物件目録記載のとおり。		床面積：1階 約60㎡ 住居表示「湖北台2-5-16」
番号	特記事項		
2	1階床面積につき建物図面記載数値は誤記があるものと見受けられる。 そのため現況および固定資産公課証明書記載現況床面積と登記面積は相違しているが増築等ではないと推察する。		

## 物 件 目 録

1 所 在 我孫子市湖北台二丁目

地 番 21番12

地 目 宅地

地 積 265.79平方メートル

共有者 A 持分12分の1

共有者 B 持分12分の1

共有者 C 持分12分の10

2 所 在 我孫子市湖北台二丁目21番地12

家屋 番号 21番12

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 67.20平方メートル

2階 23.13平方メートル

共有者 A 持分12分の1

共有者 B 持分12分の1

共有者 C 持分12分の10



## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR成田線「湖北」駅の南東方・約750m(道路距離) 最寄バス停「東小学校」の北東方・約240m(道路距離) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	比較的規模のある戸建住宅が建ち並ぶ既存の住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建蔽率	指定 50%
	容積率	指定 100%
	防火規制	なし
	その他の規制	絶対高さ10m
		日影規制
		宅地造成等工事規制区域
放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている。		
我孫子市景観条例		
建築基準法第22条指定区域		
	千葉県屋外広告物規制区域（禁止区域）	

画地条件 (規模, 形状等)	形状:(長方形地) 地勢:(概ね平坦地)	
	接道方位:(南西)	
接面道路の状況	間口:(約13m) 奥行:(約20m)	
	地積:(265.79㎡) (登記)	
	接面道路との関係:(中間画地)	
	隣地との高低差:(北西・南東側隣接地と略等高、北東側隣接地より約1.0m程度低い。)	
接面道路の状況	南西側(市道) 路線名(35-099号線) 幅員(約6m) 連続性(普通) 舗装(有) 歩道(無) 側溝(有) 高低差(道路と概ね等高)	
	建築基準法上の種類	建築基準法第42条1項1号
	セットバック	不要
	再建築の可否	可能
土地の利用状況等	物件1	物件2 建物の敷地
	隣地	・北西側: 住宅 ・北東側: 住宅 ・南東側: 住宅 ・南西側: 道を介して住宅
供給処理施設	上水道	あり
敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。	ガス配管	あり
	下水道	あり (特記事項参照)

<p>土 壤 汚 染 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地歴調査及び地図調査を行ったところ、物件1は従来未利用地等であった土地を宅地へと転換した土地であり、土壤汚染の存在する可能性は低いと推定する。</li> <li>・ 現在、物件2建物の敷地であり、地下埋設物の存否は確認できないが、現地調査の範囲では、現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。</li> <li>・ 我孫子市教育委員会への聴取によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。</li> </ul>
<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件1の南西側に朽廃したカーポート屋根（庇）が残置されている。</li> <li>・ 物件1庭部分南東側付近に朽廃した簡易物置が残置されている（動産認定）。</li> <li>・ 物件1庭部分には枯れた樹木等が残置されている。</li> <li>・ 物件1庭部分に犬用の檻として使用していたと見受けられるフェンスが設置されている。また犬小屋が残置されている。</li> <li>・ 塀の一部が破損等している。</li> <li>・ 下水につき我孫子市で取得した図面では宅内への引込があることになっているが、現地調査では柵等が確認できなかった。</li> </ul>

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区分	主である建物	
建築時期等及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)	昭和46年5月15日新築
	経過年数	約55年
	経済的残存耐用年数	経済的耐用年数は満了している。
仕様	構造	木造
	屋根	瓦葺
	外壁	吹付等
	内壁	板張り等
	天井	板張り等
	床	畳等
	設備	キッチン、浴室、水洗トイレ等 (電気、上水道、都市ガス、公共下水道) (特記事項参照)
その他	特になし	
床面積(現況)	床面積 1階 約 60 m <sup>2</sup> 2階 23.13m <sup>2</sup> 延べ 約 83.13m <sup>2</sup> (特記事項参照)	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	5DK (別添建物間取略図参照)
品等	普通	
保守管理の状態	劣る ・ 空き家の状態にあり、設備稼働状況は不明である。 ・ 痛みは激しく、雨漏りや床のたわみ等が各所に存し、使用にあたっては相当の費用が発生するものと推察される。 ・ 日用品外が多数残置されており、床等の確認が困難な状況にあった。	
建物の利用状況	所有者(共有者ら)が空き家の状態で占有している。	

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1階床面積につき建物図面記載数値は誤記があるものと見受けられる。そのため現況および固定資産公課証明書記載現況床面積と登記面積は相違しているが増築等ではないと推察する。</li><li>・ 1階中央居室前面と2階居室前面ベランダに屋根（庇）が設置されており、建築物と見做される可能性がある。詳細は専門家による調査が必要である。</li><li>・ 我孫子市建築住宅課での調査によると建築確認申請を行った記録は見受けられなかった。</li><li>・ 当該建物の使用資材、建築時期等から推察するに石綿（アスベスト）を含有する資材が使用されている蓋然性を否定できないが飛散性は低く通常使用上は問題無いと推定する。</li><li>・ 公共下水については現地で接続の確認ができなかった。</li></ul>
---------	---

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	64,500	0.97	265.79	0.90	14,966,000

ア 標準価格：(公示価格等からの規準)

地価公示等(地価公示地 我孫子-15)

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 56,100 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{(101.2)}{100} & \times & \frac{100}{(100)} & \times & \frac{100}{(88)} & = & 64,500 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位±0% (格差率) 100

◇ 地域格差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。(格差率) 88

標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個別格差：方位+4%、高低差-2%、規模-5% (格差率) 0.97  
(相乗積)

ウ 地積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。(格差率) 0.90

② 物件 2 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ = エ
2	160,000	約 83.13	0.040	532,000

ウ 現価率

物件 番号	(1)耐用年数法 (定額法)				(2)観察減価率	現価率 (1)(D)×(2)
	(A) 残価率	(B) 経済的残存 耐用年数	(C) 経過年数	(D) 定額法に よる現価率		
2	5 %	0年	55年	0.05	▲20% (0.80)	0.040

(1)耐用年数法(定額法)

$$(D) \text{定額法による現価率} = \left( 1 - (1 - A) \times \frac{C}{(B + C)} \right)$$

(A).残価率  
(B).経済的残存耐用年数  
(C).経過年数

(2)観察減価率

保守管理状況等を考慮した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
		率	利用権等	
1	14,966,000	0.50	法定地上権	7,483,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	14,966,000	- 7,483,000	/	0.90	0.80	<b>5,390,000</b>
2	532,000	+ 7,483,000	1.00	0.90	0.80	<b>5,770,000</b>
一括価格 (合計)						<b>11,160,000</b>

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：築年の経過した、朽廃等した戸建住宅の市場性等を勘案して査定した。

オ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考資料

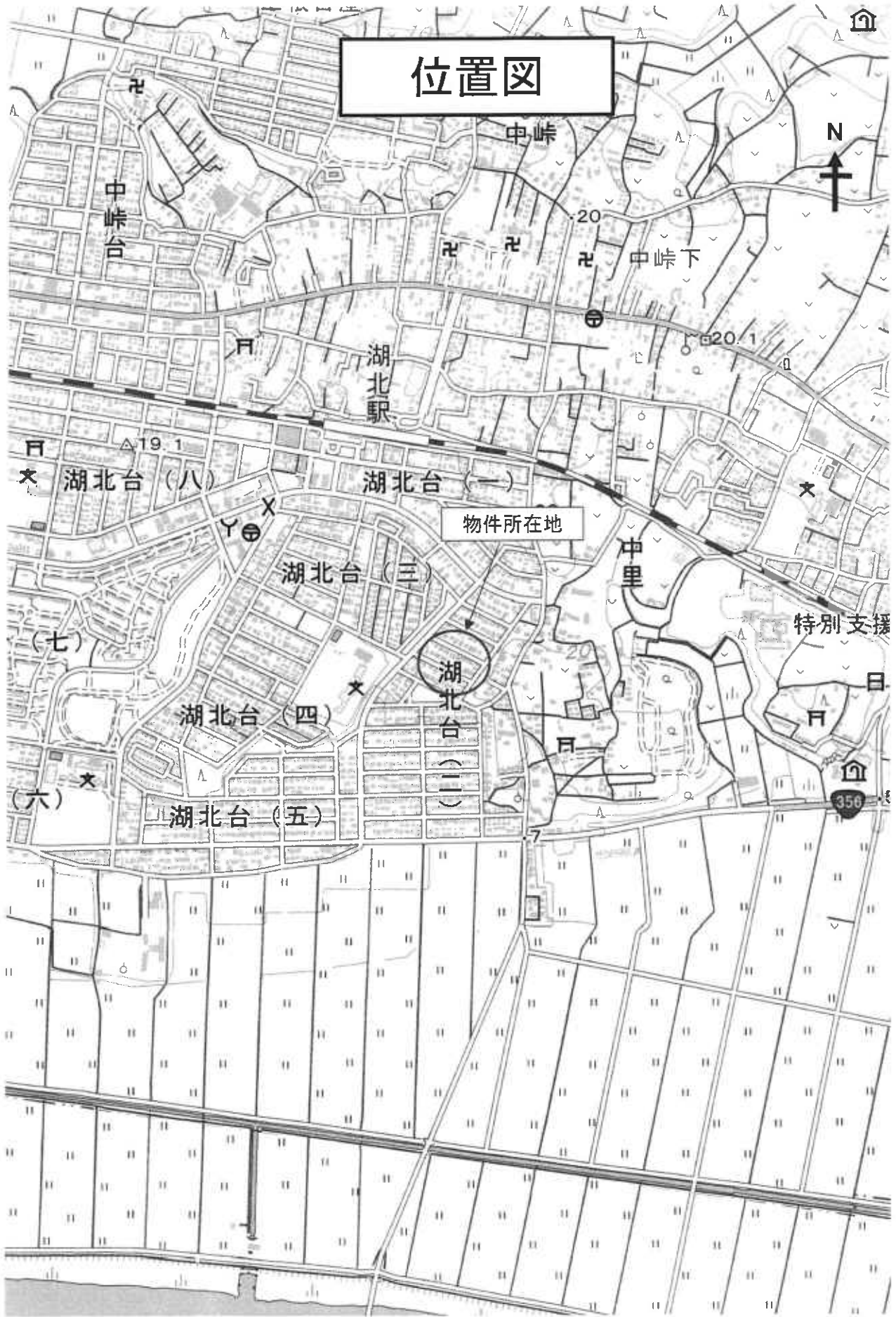
- ・ 地価公示価格（我孫子-15）

所 在	我孫子市湖北台2丁目8番20「湖北台2-15-3」
価 格	56,100円/㎡
位 置	JR成田線「湖北駅」の南東方約1.1kmに位置する。
価 格 時 点	令和8年1月1日
地 積	195㎡
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
接 面 街 路	北6m市道
用 途 指 定 等	市街化区域、第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率100%）
地 域 の 概 要	戸建住宅が連担する区画整然とした住宅地域

## 第7 附属資料

1. 位置図
2. 公図写
3. 地積測量図写
4. 建物図面・各階平面図写
5. 建物間取略図

以 上



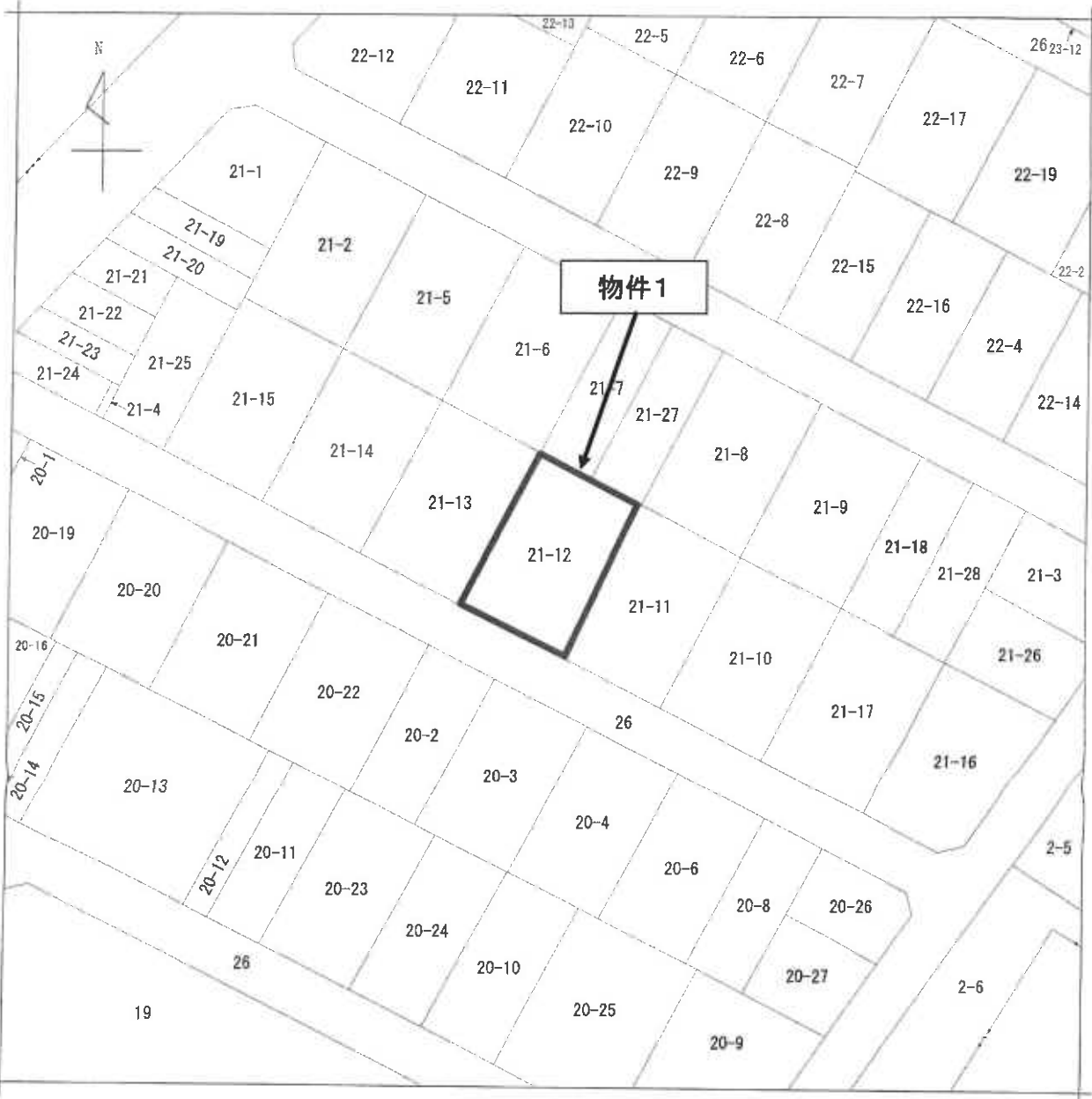
# 位置図

物件所在地

地理院データ(国土地理院)を利用して作成

0 250 500m

# 公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
湖北台2丁目

請求部	所在	我孫子市湖北台二丁目			地番	21番12			
出力縮	1/500	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和46年4月			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方務局柏支局管轄)

令和7年11月7日

千葉地方務局

請求番号：28-1  
(1/1)

登記官



本図面はA3版をA4版程度に縮小したものです。

[物件1]



46.7.16

作製年月日

作製者

第四拾肆年七月拾壹日

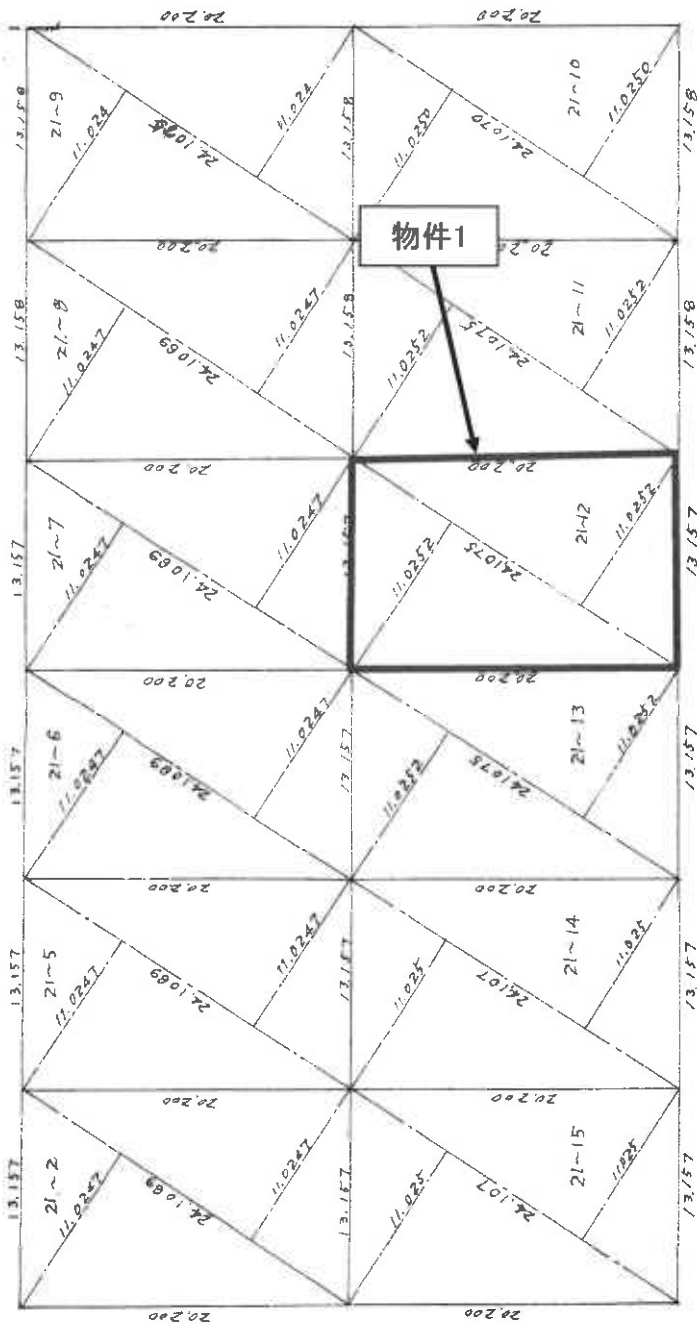
申請人

地積測量図

319762

番 21-2, 21-5~21-15

土地の所在 我孫子市湖北台2丁目



(東京土地家屋調査士会用品)

縮尺 1/500

(1/2)

請求番号 29-2

登記年月日：昭和46年7月16日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である  
(千葉県地方務局印成書管轄)  
令和7年11月7日 千葉県地方務局

本図面はA3版をA4版程度に縮小したものです。

[物件1]

319763

地番	21-2 21-5~21-15.
土地の所在	我孫子市湖北台2丁目

地積測量図

宗種

Z1-2	$(11.0247 + 11.0247) \times Z4.1069 / Z = Z65.77$
Z1-3	
Z1-6	
Z1-7	
Z1-8	
Z1-9	$(11.024 + 11.0240) \times Z4.1075 / Z = Z65.76$
Z1-15	$(11.0250 + 11.0250) \times Z4.1070 / Z = Z65.78$
Z1-14	
Z1-10	
Z1-13	$(11.0250 + 11.0250) \times Z4.1075 / Z = Z65.79$
Z1-12	
Z1-11	

物件1



(東京土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/

登記年月日：昭和46年7月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (千葉県地方事務局申取高質館)  
 令和7年11月7日 千葉県地方事務局 登記官

本図面はA3版をA4版程度に縮小したものです。

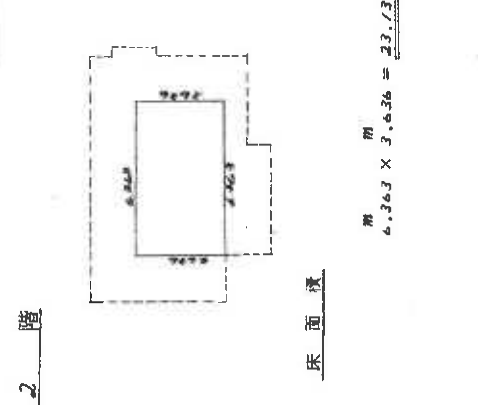
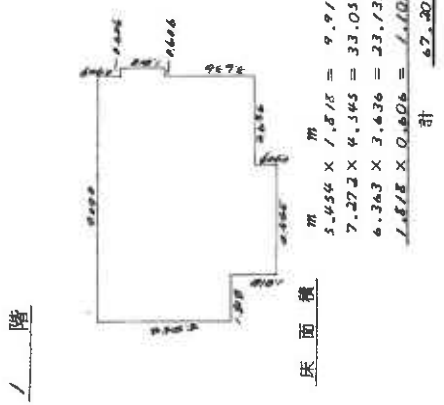
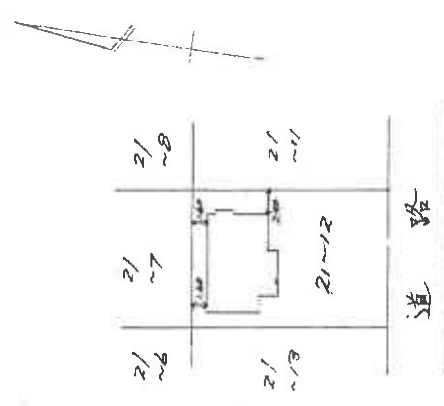
登記年月日：昭和46年10月20日

138706

建各階物図面図

家屋番号	2/~/2
建物の所在	我孫子市湖北台2丁目2/番地/2

作製年月日	昭和四十六年十月五日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]



縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
(千葉県方法務局(印)登録)

令和7年11月7日 千葉県方法務局

登記官

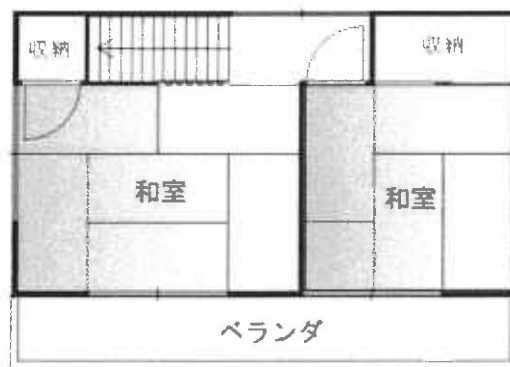
請求番号：28-3

本図面はA3版をA4版程度に縮小したものです。

# 建物間取略図



[1階]



[2階]

この間取図は現況確認時に把握した間取の概略を示すものである。